

八王子市地域防災計画

(平成20年修正)

概要版

1 はじめに【総則】

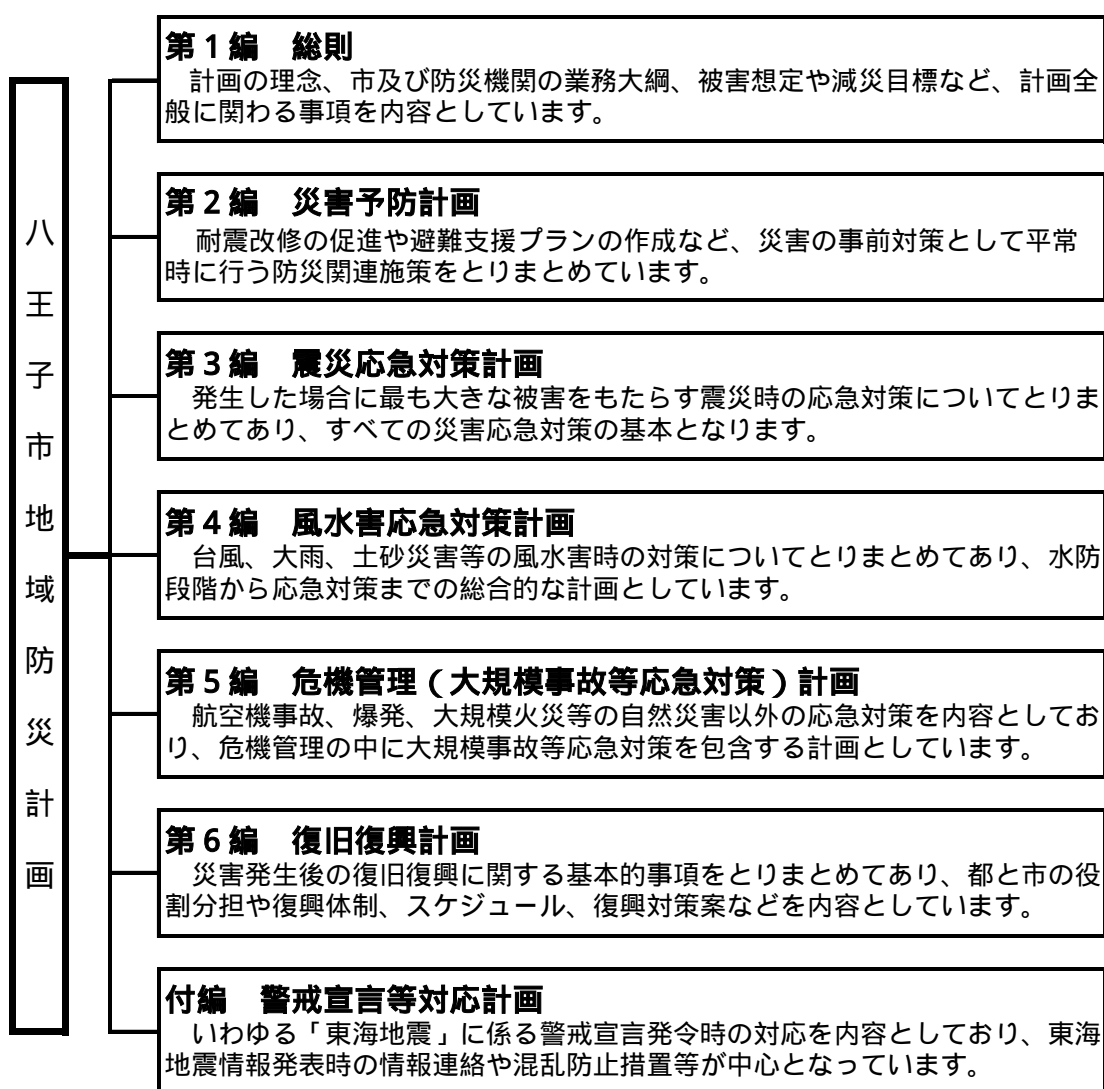
計画の目的（地域防災計画とは）

地域防災計画とは、災害対策基本法第42条の規定に基づいて、八王子市防災会議（会長：八王子市長）が市域の防災に関する業務や対策などを定めた総合的かつ基本的な計画です。

計画では、市民の生命、身体及び財産を災害などから守ることを目的に、八王子市を主体に、東京都、警視庁、東京消防庁などの防災関係機関も含め、災害を防ぐために平常時から行う予防対策や、災害が発生したときの対応などを定めています。

計画の体系

八王子市地域防災計画は、次のような構成になっています。



市の責務

市は、その組織及び機能を挙げて災害対策を講ずるとともに、市民の自発的な自主防災組織の充実を図り、この八王子市地域防災計画に基づいて、災害の発生、又は災害の拡大を防止する対策の的確かつ円滑な実施に努めます。

市の業務大綱

（災害予防）

- 1 市防災会議及び市災害対策本部に関すること
- 2 防災に関する組織の整備に関すること
- 3 防災都市づくり事業の推進に関すること
- 4 防災に関する施設及び設備の整備、点検に関すること
- 5 災害対策用資器材及び物資の備蓄、整備に関すること
- 6 市域に存する公共的団体及び自主防災組織の育成、指導並びにボランティア環境整備に関すること
- 7 事業所防災に関すること
- 8 防災知識の普及と防災に関する教育及び訓練の実施に関すること

（災害応急対策）

- 1 災害に関する情報の収集、伝達及び被害の調査に関すること
- 2 避難の勧告、指示及び誘導に関すること
- 3 災害時広報及び災害相談の実施に関すること
- 4 被災者に対する救助及び救護措置に関すること
- 5 緊急輸送の確保に関すること
- 6 消防及び水防に関すること
- 7 公共施設・設備の応急復旧に関すること
- 8 医療、防疫、保健衛生、文教、給水等の応急措置に関すること
- 9 外出者の支援に関すること
- 10 ボランティアの支援に関すること
- 11 関係防災機関との連絡調整に関すること
- 12 その他災害発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置に関すること

（災害復旧・災害復興）

- 1 被災者の生活確保に関すること
- 2 施設の災害復旧に関すること
- 3 災害復興に関すること

市民・事業所の基本的責務

自助、共助、公助の理念

東京都の震災対策条例では、「自らの生命は自らで守る」という自助の考え方、「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助の考え方が、地震災害から多くの生命や財産を守るために重要であるとしています。

本市においても、この二つの理念に立つ市民と、公助の役割を果たす行政とが、それぞれの責務と役割を明らかにした上で、連携を図っていくことが欠かせないと考えています。

市民・事業所の基本的責務（東京都震災対策条例より）

震災に代表される災害から多くの生命や財産を守るための市民、事業所の皆さん基本的責務は、次のとおりです。

<p>都 民 (市 民)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 都民は、震災を防止するため、自己の安全の確保に努めるとともに、相互に協力し、都民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。 2 都民は、次に掲げる事項について、自ら震災に備える手段を講じるよう努めなければならない。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保 (2) 家具の転倒防止 (3) 出火の防止 (4) 初期消火に必要な用具の準備 (5) 飲料水及び食糧の確保 (6) 避難の経路、場所及び方法についての確認 3 都民は、震災後の都民生活の再建及び安定ならびに都市の復興を図るため、地域社会を支える一員としての責任を自覚し、震災後においては、相互に協力し、事業者、ボランティア及び知事その他の行政機関との協働により、自らの生活の再建及び居住する地域の復興に努めなければならない。 4 都民は、知事その他の行政機関が実施する震災対策事業に協力するとともに、自発的に震災対策活動に参加する等震災対策に寄与するよう努めなければならない。 <p style="text-align: right;">（東京都震災対策条例第8条）</p>
<p>事 業 所</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業者は、知事その他の行政機関が実施する震災対策事業に協力するとともに、事業活動に当たっては、その社会的責任を自覚し、震災を防止するため、最大の努力を払わなければならない。 2 事業者は、その事業活動に関して震災を防止するため、事業所に来所する顧客、従業者等及び事業所の周辺地域における住民（以下「周辺住民」という。）並びにその管理する施設及び設備について、その安全の確保に努めなければならない。 3 事業者は、その管理する事業所の周辺地域における震災を最小限にとどめるため、周辺住民に対する震災対策活動の実施等、周辺住民等との連携及び協力を努めなければならない。（東京都震災対策条例第9条） 4 事業者は、その事業活動に関して震災を防止するため、都及び区市町村が作成する防災計画を基準として、事業所単位の防災計画（以下、「事業所防災計画」という。）を作成しなければならない。 <p style="text-align: right;">（東京都震災対策条例第10条）</p>

市の概況

位置

本市は、首都東京（都心）の40キロメートル圏にあり、東京都の西端部に位置し、市役所（元本郷町三丁目24番1号）の位置及び本市の隣接市町村は、次のとおりです。

市役所の位置	東経	139度19分07秒
	北緯	35度39分48秒
	海拔	126.46メートル
隣接市町村	東	日野市、多摩市
	西	檜原村、神奈川県相模原市
	南	町田市、神奈川県相模原市
	北	あきる野市、福生市、昭島市

面積、ひろがり及び海拔

市の面積、ひろがり及び海拔は次のとおりで、多摩26市の合計面積の約16%を占めています。

市全体	ひろがり	東西	24.3km	
		南北	13.4 km	
	海拔	最高	862.7m	
		最低	63.0m	
面積	市全体	186.31km ²		
事務所 地域別面積	本庁	12.838 km ²	元八王子	12.781 km ²
	浅川	26.339 km ²	恩方	37.283 km ²
	由木	7.816 km ²	川口	24.290 km ²
	由木東	4.086 km ²	加住	14.515 km ²
	南大沢	9.474 km ²	由井	8.625 km ²
	横山	6.192 km ²	北野	5.853 km ²
	館	8.124 km ²	石川	8.094 km ²

（市資料、平成20年1月1日現在）

地形

市の中心市街地は、浅川によって開析された低地にあり、その北側は加住丘陵が、南側は多摩丘陵が、それぞれ西方の山地から東方へ張り出した形で連続的に連なっています。加住丘陵の東方は、日野の台地となって多摩川、浅川によって侵食されたがけとなって終わっており、南側の多摩丘陵は、町田市、稲城市、さらに川崎市、横浜市方面に連なっていて、市域全体を見ると、西から東へゆるく傾斜した小規模な盆地状の地形をなしています。

本市を流れる河川は、西高東低の地形にしたがって、ほぼ東方へ流れ、小河川を集めて浅川となって多摩川に合流しており、本市の低地はこのような河川による侵食によってできたもので、市街地の多くは浅川などの流域に位置しています。

被害想定及び市域の災害危険性

地震（被害想定）

東京都では、直下地震を想定した「首都直下地震による東京の被害想定報告書（平成18年5月）」を公表しており、直下型地震は、南関東地域のどこにでも発生可能性があることから、東京湾北部地震、多摩直下地震（プレート境界多摩地震）2地震を想定しています。そのなかで本市に一番被害を及ぼすのは、多摩直下を震源とする地震であることから、地域防災計画の前提となる想定地震は多摩直下地震としています。

想定された被害量

多摩直下の地震が発生した場合、東京都の被害想定では本市の各種被害量は、次のとおりとなっています。

想定地震		多摩直下地震								
地震の規模（マグニチュード）		M6.9				M7.3				
発生条件・時刻		冬の夕方18時			冬の朝5時	冬の夕方18時			冬の朝5時	
風速（m/s）		3	6	15	6	3	6	15	6	
建物全壊数（棟）		256	256	256	256	2,109	2,109	2,109	2,109	
火災	出火件数（件）	12	12	12	4	39	39	39	19	
	焼失面積（km ² ）	0	0	0	0	0.07	0.17	0.23	0.04	
	焼失棟数（棟）	倒壊建物を含む	12	20	23	12	333	784	1,052	196
		倒壊建物を含まない	0	0	0	0	316	658	892	155
人的被害	死者数（人）	計	12	12	13	17	53	55	55	86
		建物被害・屋内収容物	1	1	1	2	23	23	23	43
		急傾斜地崩壊	8	8	8	14	23	23	23	40
		火災	0	1	1	1	1	2	3	3
	ブロック塀等	2	2	2	0	6	6	6	0	
負傷者（人）		619	619	619	844	1,634	1,643	1,655	3,886	
避難者（1日後）	発生数（人）	-	28,539	28,526	-	-	49,332	50,027	-	
帰宅困難者	発生数（人）	94,982	94,982	94,982	-	94,982	94,982	94,982	-	
エレベーター閉じ込め台数（台）		101	101	101	-	153	153	153	-	
災害時要援護者	死者数（人）	-	3	3	-	-	14	14	-	
自力脱出困難者	発生数（人）	18	18	18	-	326	326	326	-	
震災廃棄物（万トン）		17	17	17	17	22	24	24	22	
ライフライン被害	電力（停電率・%）	-	0.3%	-	-	-	3.1%	-	-	
	通信（不通率・%）	-	0.0%	-	-	-	0.5%	-	-	
	ガス（供給停止率・%）	-	0.0%	-	-	-	0.0%	-	-	
	上水道（断水率・%）	-	8.4%	-	-	-	23.0%	-	-	
	下水道（下水道管きよ被害率・%）	-	22.7%	-	-	-	29.0%	-	-	

小数点以下の四捨五入により合計値が内訳と合わないことがあります。

地域危険度

東京都が公表した「地震に関する地域危険度測定調査（第6回）報告書」によると、本市は総合危険度において、ランク3の町丁目が1地区ある以外は、ランク1～2の低い評価となっています。

風水害

八王子市域における洪水等の水害発生頻度は低く、特に河川改修や護岸整備が進むにつれて、被害は著しく減少しており、堤防決壊による被害もほとんど発生していません。しかし、宅地化等の土地利用の進展により、保水機能が低下した結果、降雨による局所的な内水はん濫型の水害が発生するようになってきています。

こうした水害の危険性については、関東地方整備局が、多摩川・浅川の浸水想定区域図を公表しています。それによると、2日間の総雨量が457mm(200年に1回程度の大雨)の降雨があった場合、多摩川については、高月町及び平町から小宮町にかけての一部地域が浸水するものと想定されています。浅川については、萩原橋付近から下流の湯殿川合流点長沼橋付近までの浅川沿いの地域、及び長沼小学校付近から都立長沼公園の山沿いにかけての地域が「浸水深0.5m未満の区域」又は「浸水深0.5m～1.0m未満の区域」、京王線長沼駅付近から下流日野市境までの浅川沿いの区域が「浸水深1.0m～2.0m未満の区域」又は「浸水深2.0m～5.0m未満の区域」に入るものと想定されています。

その他、東京都管理河川については、都市型水害として甚大な被害をもたらした東海豪雨(平成12年9月、総雨量589mm、時間最大114mm)と同様の降雨があった場合に河川からあふれた水(溢水)と地盤高が低い場所や下水道で処理しきれない所に溜まる水(内水)を考慮した浸水予想区域図が公表されています。それによると、各河川沿いの一部地域及び地盤高の低い場所で浸水深が2m以上、又は1.0～2.0mとなる区域が見られます。

また、建築様式が多様化したことによって個人の住宅等でも半地下式の駐車場や地階を持つものが増えてきており、本市においてもかなりの数が存在しているものと想定されることから、記録的な豪雨や局所的な集中豪雨があった場合の危険性は内在していると考えられます。

土砂災害

本市域で土砂災害発生の危険性のある地域は、市西部の山地部と丘陵地の人工改変地があげられます。

西部の山地部は、道路などの法面を除けば、大規模な人工がけは少ないものの、宅地周囲の人工がけは多数あり、土石流危険渓流も存在していることから、これらの被害を考慮すると、住家に影響のある斜面は著しく広いものとなります。

また、市域東部のかなり広い地域を占める丘陵地は、1960年代から1970年代に多数の開発が行われ、丘陵地の標高は100メートルから200メートルで、多数の谷により樹枝状に浸食され、開析が進んでいるため、起伏はかなり大きくなっています。そのため谷埋め地や切り盛り地盤が多く、土砂災害の発生する可能性のある箇所は少なくありません。

防災ビジョン

計画の理念

八王子市は、甲州街道や秋川街道、町田街道など古くから交通の要として栄えてきたため、市の中心部には古くからの住宅が残っているところもあります。また、東京都心から40キロメートル圏内という立地条件から丘陵地帯をはじめ各所で大規模な宅地開発が進み、新しいまちが形成される一方で、市の西部の山地には古くからの家々が点在しています。

このような市の地域特性や今後の都市としての開発動向を踏まえた上で、八王子市地域防災計画では、災害の軽減化を図るために次の三つの理念を掲げ、防災対策を推進することとしました。

災害に強い都市をつくる

地震による災害では、火災や建物の倒壊が人命に直接影響します。また、風水害では洪水や斜面の崩壊などが大きな危険要因となります。そこで、火災や建物倒壊が起りにくい都市づくり、自然地形と災害の危険性との関係を考慮した都市づくりを進める必要があります。

また、被災後の迅速な応急対策活動のために、交通施設、都市公共施設、避難施設、防災拠点機能の整備充実なども重要と考えています。

災害に強い体制をつくる

災害による被害を最小限にとどめるためには、災害に強い都市基盤と災害に適切に対応できる人を組み合わせる体制が整っていなければ有効な防災対策は期待できません。そこで、災害時に強い体制づくりを確立することが重要であると考えています。

災害に強い人をつくる

ここでいう「人」とは、市民、市職員及び防災関係機関の職員をさします。災害発生時に市民や職員が自ら考え、冷静かつ適切に行動するためには、日常から防災に強い関心と深い理解をもち、防災訓練や研修、講演会などによって、個々人のレベルアップを図ることが重要です。

減災目標

減災目標とは、地震防災対策特別措置法に基づく「地震災害の軽減を図るための地震防災対策の実施に関する目標」のことをいいます。市は、東京都地域防災計画との整合性を図り、次のとおり減災目標を定め、都、他区市町村及び市民、事業所と協力して、減災のための対策を推進していくこととしました。なお、この減災目標は10年以内に達成することとしています。

目標1 死者の半減

・住宅の倒壊による死者の半減

多摩直下地震M7.3、朝5時のケースで、住宅倒壊や家具類の転倒を原因とする死者は43人となっているが、減災対策を講じて21人に半減する。

・火災による死者の半減

多摩直下地震M7.3、夕方6時、風速15m/秒のケースで、火災を原因とする死者は3人となっているが、減災対策を講じて1人に半減する。

目標2 避難者の減

・住宅の倒壊や火災による避難者を3割減

多摩直下地震M7.3、夕方6時、風速15m/秒のケースで、住宅の倒壊や火災による避難者は、ライフライン被害による避難者と合わせて約50,027人となっているが、これを3割減の35,000人とする。

・ライフライン被害等による避難者を7日以内に帰宅

多摩直下地震M7.3、夕方6時のケースで、ライフライン被害等による避難者を発災後7日以内に帰宅できるようにする。

目標3 外出者の早期帰宅

・外出者を4日以内に帰宅

多摩直下地震M7.3、夕方6時のケースで、八王子市における外出者（帰宅困難者）想定数は94,982人となっているが、減災対策を講じて事業継続や防災対策のための従事者を除き全員を発災後4日以内に帰宅できるようにする。

2 災害に備えて【災害予防計画】

災害に強い都市づくり

ここでは、地域防災計画の理念や防災ビジョンを踏まえ、災害に備えるための事前対策について、その方向性や方策を記載しています。

地震災害の予防

市は、地震による延焼火災などを防ぐために、建築物の耐震不燃化、有効なオープンスペースとしての公園整備・緑地保全、並びに消防水利の整備などに取り組み、燃えにくく地震に強い都市基盤の整備を計画的に推進します。

また、地盤の液状化、ブロック塀の倒壊、危険物の落下、有毒物の漏えいなどによる被害を防ぐとともに、超高層建築物及び駅等における安全対策、エレベータ対策を講じるために、関係機関と連携して広報活動や安全化指導などに努めます。

水害、土砂災害の予防

市は、国や都が管理する河川改修事業の推進を要請するとともに、排水施設の整備、雨水の流出を抑制する施策の推進、並びに水防倉庫の適正配置や資器材の充実に努めます。

また、土砂災害のおそれがある斜面などに対し、危険区域の指定や防止工事を促進するとともに、土砂災害警戒情報の活用や警戒避難体制の確立などを含む総合的な対策を推進します。

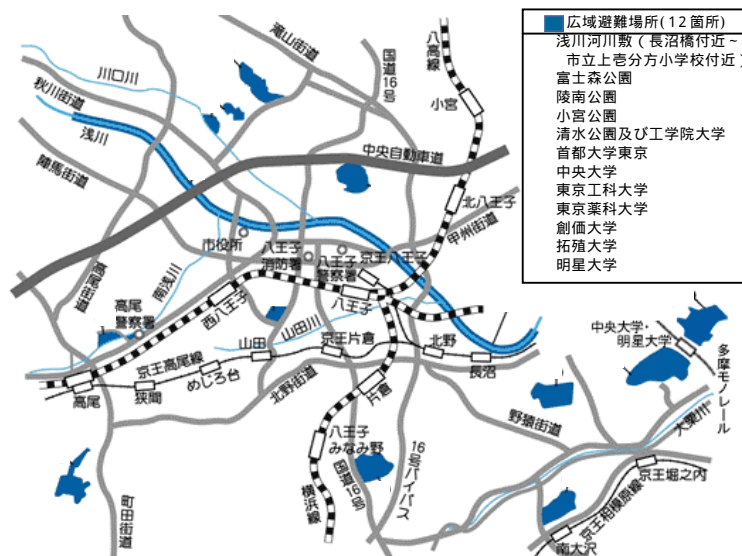
ライフライン施設などの災害対応力の強化

上下水道、電気、ガス、電話、鉄道、道路などの施設については、各事業者・管理者が耐震化などの各種防災対策を推進し、そのサービス機能の災害対応力の強化に努めます。

避難場所などの指定・整備

市は、広範囲に及ぶ火災や有毒ガスなどから身を守るために、大規模な公園などを広域避難場所として指定しているほか、地震後にとりあえず様子を見るために避難し、正確な情報を得て地域ぐるみで防災活動を行う拠点として、市立の全小中学校、市内の全都立高等学校を一時避難場所として指定しています。

また、災害により家屋などが被害を受けて住めなくなった市民などを臨時に受け入れるために、市立の全小中学校、市内の全都立高等学校、市民センターを避難所として指定しています。その他路上等の屋外で被災した外出者のための一時収容施設として、駅周辺の指定避難所のほかに事業者の協力を得て民間施設を確保することにしています。



注)避難場所の詳細は、市で配布している防災マップか、八王子市のホームページをご覧ください。

災害に強い体制づくり

情報の収集・伝達及び広報体制の整備・強化

災害時に迅速・的確な情報収集と防災機関相互の確実な情報伝達のため、通信・連絡手段の多ルート化を進めるとともに、市民への情報提供のための防災行政無線やインターネットなどの広報手段の整備強化を進めます。

各種の活動・対策の環境整備

市は、災害時に市役所や事務所などの防災拠点が適切に機能するように整備を図ります。

また、その他にも、いざというときに、情報の収集伝達、広報活動、応援要請、救助・消防活動、医療救護活動、交通輸送対策、住宅対策などの様々な対応が、迅速かつ適切に行えるように日ごろから検討を進め、資器材・備品の整備や応援協力体制の確立など、環境整備に努めていきます。

災害時の相互協力・応援体制の整備・強化

大規模災害発生時には、市内の各防災機関はもとより、近隣自治体や被災地外の自治体などとの応援・協力が不可欠です。

このことから、市は、近隣自治体や姉妹都市をはじめ、市内の民間団体などと各種の応援協定を結んでいます。今後も災害時に必要な応援協定などの締結を進めるとともに、ボランティアや市民団体などとの連携・協力体制の整備を進めます。

飲料水の確保、災害用備蓄品の強化・充実

市は、防災倉庫などを設置し、救援活動や避難所運営に必要な食糧、生活物資、資器材などの備蓄を行っており、飲料水については、東京都が指定している災害時給水拠点のほかに飲料用耐震性貯水槽などを整備しています。

また、併せて、市内の民間団体、事業所などと協定を締結し、緊急時の調達に備えています。

今後こうした備蓄体制の強化・充実に努めていきますが、市民・事業所のみなさんも、水・食糧・その他生活物資について、3日分を目安に備蓄を行ってください。



災害時要援護者、外国人などへの対策の推進

高齢者、障害者、乳幼児などの災害時要援護者は、災害に際して必要な情報を得ることや、迅速かつ適切な防災行動をとることが困難です。こうした方々の安全を確保するため、日ごろから福祉関係団体などとの連携を強化し、災害時の支援対策のあり方を検討していくとともに、社会福祉施設などの耐震強化や緊急通報システムの普及、避難支援プランの作成などを推進します。

また、外国人に対しても、外国人向け防災パンフレットの作成・配布や、支援団体などとの連携強化に努めます。

山間部防災対策の推進

災害時に想定される孤立地区において、孤立による被害を防止又は最小限にとどめるため情報の収集・伝達体制の整備、避難所の確保、救命・救助活動体制の整備、飲料水・食料等の確保、ヘリコプター緊急離着陸場の確保など山間部防災対策を総合的に推進します。

事業継続計画の策定等

災害発生時に最短の時間で復旧を可能とし、必要とされる都市機能を確保するとともに、経済被害を軽減させ、早期の地域経済復旧を実現するため、市政及び中小事業者の事業継続計画策定を推進します。

災害に強いひとづくり

防災知識の普及や意識の高揚

市は、防災マップの配布やホームページを通して、避難場所・避難所などの位置、災害時の行動基準、災害への備えなどを周知するほか、防災に関する講習会の支援やビデオの貸出しなどを行っており、今後も、市民の皆さんに対する防災広報の充実に努めます。

防災教育の推進

市は、学校、幼稚園・保育園及び事業所などに対し、地震の揺れを体験できる起震車の派遣や資料提供を行うとともに、東京都や消防署が行う講習会などへの支援・協力を通じて防災教育を推進します。

自主防災活動の推進

災害による被害を軽減するには、町会・自治会など地域コミュニティの防災体制を強化し、災害時に地域住民自身が救出・救護や初期消火などの防災活動に積極的に取り組む必要があります。とりわけ、自主防災組織は地域における防災活動の中核として重要であり、このため市は、救出・救助等、防災活動のための資器材助成や研修会等を通じて、自主防災組織の結成を促進し、その活動の強化を支援します。



防災訓練の実施など

市は、防災関係機関と連携して毎年、総合防災訓練を行うほか、水防訓練などの個別訓練を行います。

また、市や消防署は、自主防災組織、学校などが行う防災訓練に対し、要請により各種支援を行います。

3 いざというときの防災活動【応急対策計画】

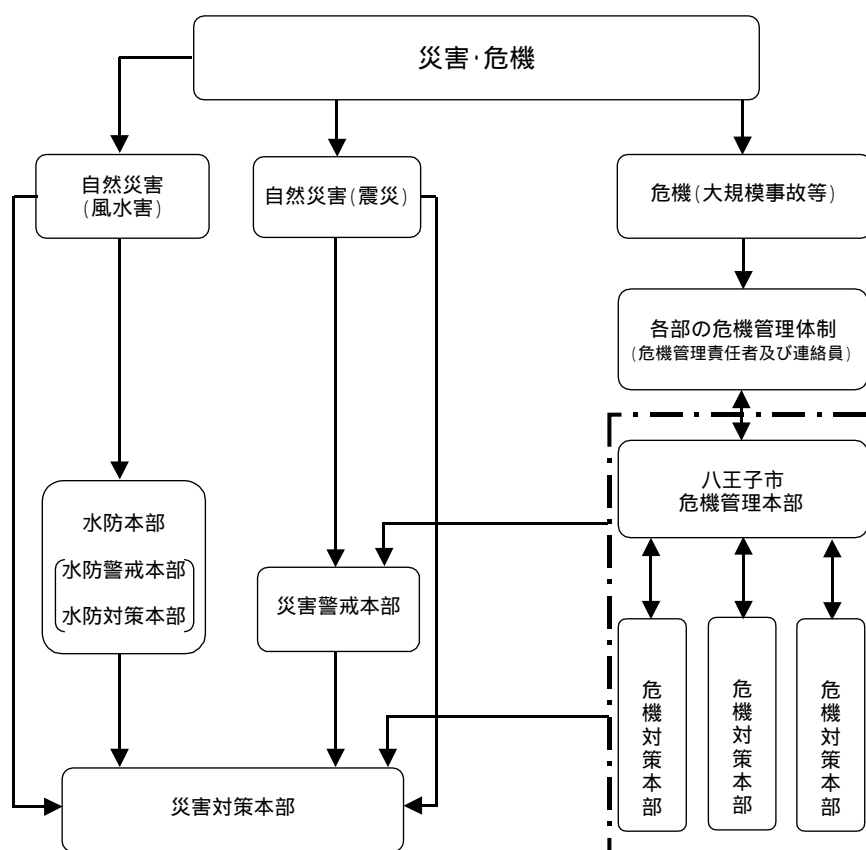
[震災応急対策計画・風水害応急対策計画・危機管理（大規模事故等応急対策）計画]

ここでは、災害の発生による被害を最小限に止めるための基本的な体制や対応について記載しています。

災害には、地震や大規模事故のように突発的に発生するものや、台風・大雨など、ある程度事前予測が可能なものがあり、被害範囲も局地的なものから広域にわたるものまで様々です。

地域防災計画は、このような災害の特性、規模などに合わせて柔軟な対策がとれるよう「震災」、「風水害」、「危機管理（大規模事故等）」の災害種類別に作成しています。

市の防災体制



災害対策本部

地震が発生したときは、適切な対策活動を行うために、市域の震度や被害状況に応じて災害警戒本部や災害対策本部を設置し、必要な職員の配備を行います。

災害対策本部などでは、市と防災機関との調整を行い、関係職員は、定められた役割分担に基づいて対策活動を行います。また、市の各事務所は、必要に応じ、地域における災害対策活動拠点（事務所本部）としての役割を担います。

なお、夜間や休日などに震度6弱以上の大規模地震が発生したときは、職員の参集にも多くの時間と困難を要することが予想されるため、通常の体制とは異なる大規模地震非常体制をとり、初期応急活動を行います。

水防本部

台風や大雨などで水害が発生するおそれがあるときは、災害対策本部の設置前の段階として水防本部を設置し、警戒・防御活動を行います。

また、台風や大雨などでは、比較的時間を追って被害が拡大していく傾向があるため、水防本部を「水防警戒本部」と「水防対策本部」の2段階体制とし、警戒活動や局地的被害に対処する段階から柔軟・迅速に対応を図るようにしています。



危機管理本部

自然災害とは別に、市民に直接影響する可能性がある鉄道・航空機などの大規模事故や、テロ・集団食中毒などの重大事件、緊急事態に対しては、危機管理本部を設置して情報収集、総合調整を行い、必要な対応を図ります。

また、さらに状況の悪化が見込まれるときなどには、状況に応じ、災害警戒本部や災害対策本部を設置して、当該危機に適した救助、避難、医療救護、広報などの対策活動を行います。



情報収集、広報活動

地震・気象情報の収集

市内に設置された地震計や雨量計による観測データや東京都などを通じて伝達される各種注意報・警報などにより、地震・気象情報などを迅速に把握するとともに、市民への広報・伝達方法を確立していきます。

初期の被害情報の収集

災害初期の情報を迅速に把握し、災害対策を実施する体制を整えるため、市内各事務所を情報収集・伝達の拠点とします。また、参集途上又は対策活動中の職員は、把握した情報を迅速に報告するとともに、必要に応じて調査のため職員を現地に派遣します。

危険箇所情報などの収集

大雨などにより土砂災害のおそれがある危険箇所や余震により二次災害のおそれがある危険建物などについては、その状況を把握し、必要に応じて警戒活動や安全措置を行います。

特に、浸水想定区域内等の災害時要援護者が利用する施設についての現状を把握し、施設管理者が洪水時に適切な対応ができるよう、洪水予報等の円滑かつ迅速な伝達に努めます。

災害広報

大規模な災害時には、防災行政無線、広報車、ケーブルテレビ、広報紙、市ホームページなどの様々な媒体を活用して、災害情報、被害状況、復旧の見通し、生活関連情報などについて広報します。広報に際しては、災害発生後の時間経過に応じて必要な情報を的確に提供することに努めます。

応援要請

自衛隊、他市町村などへの応援要請

大規模な災害が発生し、市だけでは対応できないときは、都に自衛隊の災害派遣要請を依頼します。自衛隊は、緊急を要する場合、その判断に基づき自主派遣し、救援活動を行うことができます。

また市は、相互応援協定に基づき、他市町村や民間団体などに対して、応援・協力を要請します。



ボランティアなどの受け入れ、支援

大規模な災害時には、市は社会福祉協議会と連携し、一般のボランティアやNPO（非営利活動団体）の受け入れを行い、連絡調整や活動支援を行います。

救助活動・消防活動

救助活動

地震など大規模な災害が発生したときは、市や警察署、消防署などの防災機関が連携して被災者の救助活動を行います。

市民、自主防災組織、事業所の皆さんは、二次災害の発生に注意しながら、連携して救助が必要な人の発見・通報に努めるとともに、可能な限り救助活動に協力してください。

消防活動

消防署、消防団は、市民の安全確保を最重点に消火活動を行い、全力をあげて延焼拡大の阻止に努めますが、大規模な地震発生時には、火災が市内各所で同時発生することが予想され、市民、自主防災組織、事業所などの皆さんによる出火防止措置、初期消火活動が重要となります。

医療救護活動

医療救護所の設置

大規模な災害により多数の負傷者が発生したときは、原則として、開設した避難所のうちから選定して医療救護所を設置し、負傷者の応急的な救護を行います。

医療救護所では、医師会や都から派遣された医師などが、負傷者の応急処置などを行います。

重傷者の搬送

重傷者は、救急車などで市内の医療機関（救急告示医療機関）に収容します。市内での収容が困難なときは、都や関係機関と調整し、市外の医療機関に搬送します。



保健対策

避難所生活が長期にわたるときは、市や都の保健師による避難者の健康相談、保健予防活動並びに都・医師会等の協力を得て透析患者、難病患者への緊急対応を行います。

また、ストレスなどに対処する精神相談を行うとともに、市内の診療可能な医療機関などの情報提供に努めます。

山間部における医療救護活動

山間部においては、地震等により道路の寸断や通信線の断線が発生し、多くの集落が孤立するおそれがあり、孤立地区が発生する可能性があります。地区に医療施設がないなど十分な治療ができない状況においては、ヘリコプターによる搬送手段を活用し、医療スタッフ等の派遣、医療資器材の搬送、負傷者等の医療機関への搬送により対処します。

交通輸送対策

交通規制の実施

警視庁では、災害時における緊急交通路を確保するため、交通規制計画を定めています。

都内に震度6弱以上の地震が発生し、かつ大規模な被害が発生したときは、所定の区域又は路線に交通規制が行われ、一般の車両は通行禁止となります。

運転者のとるべき措置

交通規制が行われた場合は、家族との連絡・避難などには車両は使用しない、通行禁止区域内の車両は速やかに道路外へ移動又は道路の左側端に停車するなどの措置が必要となります。運転者は、警察などが行う広報の指示に従ってください。

- 1 家族との連絡・避難等には、車両を使用しない。
- 2 通行禁止区域内の道路上にある車両の運転者は、速やかに駐車場、公園、空き地等の道路外に車両を移動させること。道路外に移動できない場合は、交差点付近や幹線道路を避け、道路の左側端に寄せて停車する。
- 3 緊急交通路上の車両の運転者は、速やかに直近のう回路等の緊急交通路以外の道路又は道路外に車両を移動する。
ただし、高速道路を走行中の場合は、次の4大原則を守る。
 - (1) あわてずに減速した後、右車線を緊急通行車両の通行車線として空けるため、左側に寄せて停車し（渋滞等で左側に寄せられない場合は右側に寄せ、道路中央部分を緊急通行車両用の通行路として空けること。）エンジンを切る。
 - (2) カーラジオなどで、地震情報・交通情報を聞いて状況を把握する。
 - (3) 危険が切迫している場合以外は、自分の判断のみだりに走行しない。
 - (4) ラジオ、文字情報板等による警察や高速道路会社等からの指示、案内又は誘導を待って行動する。
- 4 通行禁止区域内若しくは緊急交通路上であっても、やむを得ず車両を道路上に置いて避難するときは、次の4大鉄則を守る。
 - (1) 交差点を避け、道路の左側端に寄せて停車する。
 - (2) エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとする。
 - (3) 窓を閉め、ドアはロックしない。
 - (4) 貴重品を車内に残さない

緊急輸送

緊急輸送に必要な車両、燃料などは、市で保有するもののほか、東京都トラック協会などに協力を要請して確保します。また、緊急時における重傷者の市外への搬送などは、ヘリコプターの派遣要請並びに臨時ヘリポートの設置で対処します。



物資配送拠点

民間業者などから物資を調達したり、都や他市町村からの救援物資を効率良く配送するために物資配送拠点を開設し、ボランティアなどの協力を得て、物資の受け入れ、仕分け、保管などを行います。



避難対策

避難所の開設

災害時には、市職員を派遣して避難所を開設し、教職員や避難所となる施設の職員などと連携して避難者の受け入れを行います。

避難所では、必要に応じて、飲料水、食糧並びに毛布・タオルなどの生活物資を提供するほか、災害に関する情報の提供や相談受付など、避難生活の支援を行います。

(注)避難場所の詳細は、市で配布している防災マップか、八王子市のホームページをご覧ください。



避難所の自主運営

避難所生活が長期化するときは、避難所の運営は、避難者同士の協力による自主運営の形態で行うように努めてください。

市職員、学校教職員、ボランティアなどは、この運営を支援していきます。

被災者の他地区等への移送

山間部において、孤立のため全集落集団避難が必要になった場合、並びに市内の避難所に被災者を受け入れることが困難な場合、都及び自衛隊、バス輸送業者等関係機関に協力を要請し、市内又は市外他地区等への移送を行います。

外出者（帰宅困難者等）対策

鉄道等の交通機関の不通により、自力で帰宅することができない通勤者、通学者、旅行者等の帰宅困難者等に対し、市、公共交通機関、警察署・消防署並びに駅周辺事業者等は、相互に連携し、支援を行うとともに、ターミナル駅周辺の混乱防止に努めます。

災害時要援護者などへの対策

災害時要援護者への支援

高齢者、障害者などの災害時要援護者に対しては、市社協、民生委員、地域包括支援センター、障害者団体、福祉関係団体、自主防災組織などと連携・協力して、安否確認に努めるとともに、必要とする支援内容の把握を行い、介護要員、資器材などの確保を図ります。

外国人への支援

外国人の安否確認に努めるとともに、都と連携して通訳ボランティアの確保や相談窓口の開設による支援を行います。

生活救援活動

飲料水などの供給

大規模な震災により断水した場合は、最小限の飲料水として、1日1人あたり3リットルを基準として応急給水を行います。

応急給水は、既設の給水所・配水所などの給水拠点で行うことを基本としていますが、状況によっては臨時応急給水所も設置します。

市内の災害時給水拠点（平成20年3月31日現在）

	施設名	所在地		施設名	所在地
1	鑓水給水所	鑓水401	10	南陽台配水所	南陽台3-5-1
2	西寺方給水所	西寺方町1006-167	11	榎原給水所	榎原町1294-3
3	狭間給水所	狭間町1944-478	12	暁町配水所	暁町3-3-1
4	犬目第二給水所	犬目町710	13	久保山配水所	久保山町2-15-1
5	高月給水所	高月町2240	14	大船給水所	大船町860
6	散田給水所	散田町2-6-1	15	鑓水小山給水所	鑓水2-92
7	東浅川給水所	東浅川町674	16	南大沢給水所	南大沢4-1942
8	元八王子配水所	元八王子町3-2750-487	17	寺田調整槽	寺田町1359-4
9	北野給水所	北野町595-3	18	都立陵南公園 応急給水槽	長房町1572

食糧、生活物資の供給

避難者など自宅での生活ができなくなった市民や帰宅困難者などに対しては、必要に応じ、避難所において食糧や毛布・タオルなどの生活物資を提供します。

これらの食糧、生活物資は、市の備蓄品や事前に協定を締結している市内の団体・業者などからの調達、他市からの救援などにより確保します。

住宅対策

建物などの応急危険度判定

大規模な地震が発生したときは、余震などによる二次災害を防ぐため、被災した建物や宅地を対象に応急危険度判定を行い、該当する建物などに危険、要注意などの表示を行います。



なお、応急危険度判定は、人命の安全を確保するために緊急に行うものであり、り災証明のための被害調査ではありません。（被害調査については、別途行うこととなります。）

仮設住宅の建設など

災害により住宅を失い、自らの資力では住宅を確保できない被災者などのために、仮設住宅の建設、被災住宅の修理、公共住宅・民間住宅のあっせん、市営住宅の応急修理などを行い、

住居の確保を図ります。

仮設住宅は、世帯の構成、災害時要援護者などを配慮して建設し、入居者を選定します。

その他の活動

防疫、清掃活動

市は、東京都などと協力して避難所の消毒や食品、水の安全確保、公衆浴場等の確保、動物の愛護・援護などを図ります。また、避難所などに仮設トイレを設置するとともに、災害で大量に発生するし尿、ごみ、がれきを迅速に収集・処理する体制を確立します。



遺体の安置、火葬

災害で多数の方が亡くなられた場合は、遺体収容所を設置し、警察や医師が遺体を調べて身元などを明らかにした上で、ご遺族に引き渡します。身元不明の遺体は、引取人の発見に努めるとともに、引取人がない場合は、市で埋火葬を行います。

文教対策

災害時には、園児、児童、生徒の安全確保と安否確認を行うとともに、施設や教職員などの被害状況を把握し、学用品の支給や状況に応じた教育環境の整備を講じて、速やかな授業などの再開を図ります。

ライフライン施設などの対策

上下水道、電気、ガス、電話、鉄道、道路などの施設が被害を受け、そのサービス機能が停止又は低下したときは、各事業者、管理者などは、相互に連携・協力して、代替サービスの提供並びに機能回復に努めるとともに、復旧措置を講じます。



社会公共施設等の対策

災害対策上重要な役割を果たす市庁舎、公共施設、社会福祉施設等については、災害時に利用者等の安全確保、施設機能の保全、回復等の応急対策を行うとともに、余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止するため、各管理者が、早期に被害状況を把握し、使用できるかどうかを応急的に判定します。



4 災害からの復旧・復興【復旧復興計画】

災害復旧

被災者への生活再建支援

被災した市民が、一刻も早く自力で生活できるように、市及び関係機関は、被災証明書の発行、義援金の受け入れ・配分、災害弔慰金や被災者再建支援法に基づく支援金などの支給、災害援護資金の貸与、租税の減免や郵便・電話料金の免除などの各種支援措置を行います。

公共施設の災害復旧

大規模な災害により被災した公共施設は、法律による財政支援を受けて迅速な災害復旧事業を行います。

災害復興

災害復興本部、災害復興計画

災害により被害を受けた都市機能と市民生活の円滑かつ計画的な復興をはかるため、市は災害復興本部を設置し、東京都や防災機関と連携するとともに、地域住民との合意形成を図りながら、災害復興計画を策定し、推進します。

また、災害後も住み続けることができ、活力のあるまちの復興には、地域や市民による自力復興が重要であることから、自力再建への支援策や市民との協働による復興のためのしくみづくりについても検討していきます。

5 東海地震に備えて【警戒宣言等対応計画】

東海地震に備えて【警戒宣言等対応計画】

東海地震対策

東海地震は、駿河湾沖を震源とするマグニチュード8クラスの巨大地震であり、大規模地震対策特別措置法で、地震防災対策強化地域が定められています。

八王子市はこの強化地域ではありませんが、都内は隣接地域として最大で震度5強程度の揺れが予測されており、震度5強程度であってもある程度の被害を受ける可能性があることや、東海地震は、国内で想定されている地震で唯一、発生の直前予知の可能性があるとされている地震であることから、地域防災計画では、主に東海地震に関連する情報や警戒宣言が発せられた場合の混乱防止や被害軽減を目的とし、「付編 警戒宣言等対応計画」を定めています。

東海地震に関連する情報の種類と防災対応

気象庁は、平成15年5月に国の中央防災会議がとりまとめた東海地震対策大綱を踏まえ、東海地震に関する情報発表の整理を行い、情報体系を「東海地震に関連する情報」に一本化しました。

気象庁から、この「東海地震に関連する情報」が発表された場合、国、都並びに強化地域内自治体及び防災機関は、平常時の活動と並行して主に次のような対応をとることとなっています。

東海地震に関連する情報と主な防災対応

情報の種類	情報の内容	主な防災対応
観測情報	東海地域の観測データに異常が現れているが、東海地震の前兆現象の可能性について直ちに評価できない場合等に発表されるもの。	情報収集・連絡体制
注意情報	観測データの異常が、東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表するもので、これを受け準備行動開始の意思決定等の対応をとることとなる。また、本情報の解除の際も発表される。なお、これまで具体的な防災対策開始の目安であった「判定会招集連絡報」は廃止され、判定会が招集された場合には、本情報の中で伝達される。	準備行動（準備体制） 開始の意思決定 救助部隊、救急部隊、 消火部隊、医療関係者 等の派遣準備の実施 住民に対する適切な 広報
予知情報	東海地震が発生するおそれがあると認められた場合に発表されるもので、これを受け警戒宣言等の対応がとられる。また、本情報の解除の際も発表される。	警戒宣言 地震災害警戒本部等 の設置 地震防災応急対策の 実施

警戒宣言への対応

警戒宣言が発令されたときは、市は災害対策本部を設置し、社会的混乱と地震に備えての防災措置を周知するため、広報活動やその他必要な対応を行います。

また、各防災機関も災害対策本部や東海地震発生に備えた対応態勢をとり、被害軽減のための事前措置を実施します。

平成 2 0 年 5 月

八王子市生活安全部防災課

T E L 042-620-7208 (直通)

F A X 042-621-1298